

## 台風等非常災害時の休業及び下校措置について（R8.5改訂）

- 1 午前6時30分の時点で、多可町、西脇市、加東市のいずれかに大雨、河川氾濫、土砂災害、暴風、暴風雪、大雪の警報（危険警報、特別警報を含む）が発表されている場合は、臨時休業とします。また、兵庫県に熱中症特別警戒アラートが発表されている場合も、臨時休業とします。
- 2 午前6時30分以降の登校中に上記1に関する警報が発表された場合は、スクールバスは平常通り運行していますが、臨時休業とします。スクールバス停にいる児童生徒には、臨時休業であることをバス介助員よりお伝えしますので、バスに乗車せずに帰宅してください。既にスクールバスに乗車している児童生徒は、そのまま登校し、学校に待機します。学校より下校方法について連絡をしますので、ご対応をお願いします。
- 3 学校に自力通学で登校してきた生徒に対しては、臨時休業を伝え、保護者と下校方法を確認の上、帰宅させます。
- 4 高等部が現場体験実習等で学校を離れている場合は、学校・家庭・実習先と連絡を取りながら判断します。実習中止となった場合、実習先にお迎えをお願いします。
- 5 上記1に挙げる警報が発表されていなくても、児童生徒の安全な登下校に懸念がある場合には、総合的に判断して、臨時休業又は下校措置をとることがあります。
- 6 児童生徒が在校中、台風等自然災害でバスが運行できない時は、学校までお迎えをお願いします。